

カワサキ会計事務所ニュース

令和4年8月号 第25号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

8月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収 第2期
国民健康保険税 第3期

8月11日(木)から15日(月)まで
カワサキ会計事務所はお休みします。



令和4年度「働き方改革推進支援助成金」

今回は、令和4年度「働き方改革推進支援助成金」の労働時間短縮・年休促進支援コースについて触れたいと思います。

令和2年4月1日から、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されています。

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間で、臨時的な特別の事情がない限りこれを超える（違反した）場合には罰則の恐れがあります。（6ヶ月以下の懲役、又は30万円以下の罰金）

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の助成金です。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇を取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、「成果目標」①～④の設定に向けた条件を満たしていること。

助成対象となる取り組み ～いずれか1つ以上を実施～

- ①労働管理担当者に対する研修
- ②労働者に対する研修、周知、啓発
- ③外部専門家によるコンサルティング
- ④就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤人材確保に向けた取り組み
- ⑥労働管理用ソフトウェア、労働管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施してください。

①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。

- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を付き60時間以下に設定
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を付き60時間を超え月80時間以下に設定

②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。

③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入すること。

④交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

●上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した費用の一部を支給します。【助成額最大490万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～3の上限額及び4の加算額の合計額
	II 対象経費の合計額×補助率3/4

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	150万円	100万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	50万円	—

2. 成果目標②の上限額：50万円

3. 成果目標③、④の上限額：それぞれ25万円

4. 賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円（上限150万円）
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）

<最低賃金 過去最大31円引き上げへ！>

厚生労働省の審議会は、8月1日過去最大となる全国平均31円の引き上げを目安として示しました。長崎県では、30円の引き上げとなる予定です。その結果全国平均は、961円へ、長崎県は851円となる予定です。諸物価が上昇しており、特に生活必需品の値上がり大きいこと等を考慮したもののですが、雇用を維持する中小企業にとって賃上げの原資をどのように確保するか頭の痛い問題です。